第二一類			各種の調製食料品	
	二一・〇一		コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品並びにチコリーその他のコーヒー代用物（いったものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物	
			コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びにコーヒーをもととした調製品	
		二一〇一・一一	エキス、エッセンス及び濃縮物	CC
		二一〇一・一二	エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品及びコーヒーをもととした調製品	CC
		二一〇一・二〇	茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びに茶又はマテをもととした調製品	CC
		二一〇一・三〇	チコリーその他のコーヒー代用物（いったものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物	CC（第一〇類又は第一九類からの変更を除く。）
	二一・〇二		酵母（活性のものであるかないかを問わない。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限るものとし、第三〇・〇二項のワクチンを除く。）並びに調製したベーキングパウダー	CC
	二一・〇三		ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード	
		二一〇三・一〇	醤（しょう）油	CC
		二一〇三・二〇	トマトケチャップその他のトマトソース	CC（第七類又は第二〇類からの変更を除く。）
		二一〇三・三〇	マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード	CC
		二一〇三・九〇	その他のもの	CC
	二一・〇四		スープ、ブロス、スープ用又はブロス用の調製品及び均質混合調製食料品	CC
	二一・〇五	二一〇五・〇〇	アイスクリームその他の氷菓（ココアを含有するかしないかを問わない。）	CC
	二一・〇六		調製食料品（他の項に該当するものを除く。）	
		二一〇六・一〇	たんぱく質濃縮物及び繊維状にしたたんぱく質系物質	CC
		二一〇六・九〇	その他のもの	LVC四十パーセント
第二二類			飲料、アルコール及び食酢	
	二二・〇一		水（天然又は人造の鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものを除く。）、氷及び雪	CC
	二二・〇二		水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）その他のアルコールを含有しない飲料（第二〇・〇九項の果実又は野菜のジュースを除く。）	
		二二〇二・一〇	水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）	CC

		二二〇二・九〇	その他のもの	LVC四十パーセント
	二二・〇三	二二〇三・〇〇	ビール	CTH
	二二・〇四		ぶどう酒（強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶどうから製造したものに限る。）及びぶどう搾汁（第二〇・〇九項のものを除く。）	CC
	二二・〇五		ベルモットその他のぶどう酒（生鮮のぶどうから製造したもので、植物又は芳香性物質により香味を付けたものに限る。）	CC
	二二・〇六	二二〇六・〇〇	その他の発酵酒（例えば、りんご酒、なし酒及びミード）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。）	CC
	二二・〇七		エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇％以上のものに限る。）及び変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）	CC
	二二・〇八		エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇％未満のものに限る。）及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料	
		二二〇八・二〇	ぶどう酒又はぶどう酒もろみの搾りかすから得た蒸留酒	LVC四十パーセント又は、CC
		二二〇八・三〇	ウイスキー	LVC四十パーセント又は、CC
		二二〇八・四〇	ラムその他これに類する発酵したさとうきびの製品から得た蒸留酒	LVC四十パーセント又は、CC
		二二〇八・五〇	ジン及びジュネヴァ	LVC四十パーセント又は、CC
		二二〇八・六〇	ウオッカ	LVC四十パーセント又は、CC
		二二〇八・七〇	リキュール及びコーディアル	LVC四十パーセント又は、CC
		二二〇八・九〇	その他のもの	LVC四十パーセント及びCTH（合成清酒又は料理用酒（みりん）に限る。） CC（第八類又は第二〇類からの変更を除く。）（果汁をもととしたものであって、アルコール分が一パーセント未満のものに限る。） CTH（第二二・〇七項からの変更を除く。）（合成清酒又は料理用酒（みりん）及び果汁をもととしたものであって、アルコール分が一パーセント未満のものを除く。）
	二二・〇九	二二〇九・〇〇	食酢及び酢酸から得た食酢代用物	CC